建築物等解体・改修等工事における石綿作業主任者技能講習テキスト（№217500）

〈8 版　令和 8 年 8 月 27 日〉

正　誤　表

テキストに掲載している関係法令の条文について、発刊後に施行された改正条文を掲載しますので、ご参照下さい。 また、講習等においては、廃止された旨の周知をお願いします。

令和 8 年 10 月 1 日

頁	誤	正
P 9	26行目 （1㎛=0.001㎛）	26行目 削除
P187	石綿障害予防規則　第3条	石綿障害予防規則　第3条 第7項の追加（令和8年1月1日改正） 11　第4項の事前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が同項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し 12　分析調査を行った場合においては、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し